

新市建設計画の変更について

1 新市建設計画とは

平成17年4月1日に、佐久市、臼田町、浅科村、望月町の4市町村が合併し、新佐久市が誕生しました。

新市建設計画は、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会が策定したもので、新佐久市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく各種の施策を明らかにし、その実現を図ることにより4市町村の速やかな一体性を確保し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るものであります。

2 計画変更の趣旨

平成23年3月の東日本大震災の発生を受け、平成24年6月に合併全市町村の合併特例債の発行期限を5年間延長する法改正が行われました。これにより、佐久市の場合は、平成32年度までの合併特例債の発行が可能になりました。

現在の新市建設計画の計画期間は、平成27年度までとなっているため、計画期間を5年間延長し、平成32年度までの計画とするものです。

3 計画変更の内容

- (1) 計画期間を5年延長し、合併日の属する年度及びこれに続く15ヶ年とする。
(平成32年度まで)
- (2) 当該延長期間に係る財政計画を追加する。
(市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）第5条第1項の規定により、財政計画は、新市建設計画の構成要素とされています。)

4 変更スケジュール

- (1) 総合計画審議会からの意見聴取（旧合併特例法第5条第9項を準用）
- (2) 県との協議（旧合併特例法第5条第8項） 10月～11月
- (3) 議会議決（旧合併特例法第5条第7項） 12月議会に議案提出予定